

議員提出議案第 1 号

高槻市議会委員会条例中一部改正について

高槻市議会委員会条例の一部を別紙のように改正するものとする。

令和7年3月24日

高槻市議会議員 久 保 隆
五十嵐 秀 城
江 沢 よ し
田 村 のり子
真 鍋 宗一郎
中 村 れい子

高槻市条例第 号

高槻市議会委員会条例の一部を改正する条例

高槻市議会委員会条例（昭和48年高槻市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第17条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第20条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

第22条第1項中「聞こうと」を「聴こうと」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第23条第2項及び第26条第2項中「聞こうと」を「聴こうと」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。